

令和 7 年 3 月市議会定例会提出案件

議第 3 号	令和 6 年度鶴岡市一般会計補正予算（第 8 号）
議第 4 号	令和 6 年度鶴岡市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）
議第 5 号	令和 6 年度鶴岡市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議第 6 号	令和 6 年度鶴岡市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議第 7 号	令和 7 年度鶴岡市一般会計予算
議第 8 号	令和 7 年度鶴岡市国民健康保険特別会計予算
議第 9 号	令和 7 年度鶴岡市後期高齢者医療保険特別会計予算
議第 10 号	令和 7 年度鶴岡市介護保険特別会計予算
議第 11 号	令和 7 年度鶴岡市休日夜間診療所特別会計予算
議第 12 号	令和 7 年度鶴岡市墓園事業特別会計予算
議第 13 号	令和 7 年度鶴岡市病院事業会計予算
議第 14 号	令和 7 年度鶴岡市水道事業会計予算
議第 15 号	令和 7 年度鶴岡市下水道事業会計予算
議第 16 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議第 17 号	鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議第 18 号	鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
議第 19 号	鶴岡市職員恩給条例の廃止について
議第 20 号	町村職員恩給組合法施行令第 25 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する者の恩給に関する条例の廃止について
議第 21 号	鶴岡市市営バス設置及び管理条例の一部改正について
議第 22 号	鶴岡市個人番号の利用に関する条例の一部改正について
議第 23 号	鶴岡市個人番号の利用に関する条例等の一部改正について
議第 24 号	財産の取得について（除雪ドーザ）
議第 25 号	財産の取得について（除雪ドーザ）
議第 26 号	財産の取得について（除雪ドーザ）
議第 27 号	財産の取得について（除雪グレーダ）

議第 2 8 号	財産の取得について（小形除雪車）
議第 2 9 号	財産の取得について（ロータリ除雪車）
議第 3 0 号	庄内広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
議第 3 1 号	鶴岡市過疎地域持続的発展計画の一部変更について
議第 3 2 号	中川代辺地に係る総合整備計画の策定について
議第 3 3 号	川代山辺地に係る総合整備計画の策定について
議第 3 4 号	鶴岡市犯罪被害者等支援条例の制定について
議第 3 5 号	財産の取得について（中学校教師用教科書及び指導書）
議第 3 6 号	鶴岡市湯野浜公衆浴場設置及び管理条例の一部改正について
議第 3 7 号	鶴岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 3 8 号	鶴岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 3 9 号	鶴岡市藤島総合交流促進施設設置及び管理条例の一部改正について
議第 4 0 号	鶴岡市櫛引温泉入浴施設設置及び管理条例の一部改正について
議第 4 1 号	指定管理者の指定について（鶴岡市高齢者福祉センターおおやま）
議第 4 2 号	鶴岡市手数料条例の一部改正について
議第 4 3 号	鶴岡市やまぶし温泉ゆぽか設置及び管理条例の一部改正について
議第 4 4 号	鶴岡市給水条例の一部改正について
議第 4 5 号	鶴岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議第 4 6 号	鶴岡市公共下水道条例の一部改正について
議第 4 7 号	鶴岡市集落排水処理施設条例の一部改正について
議第 4 8 号	指定管理者の指定について（月山レストハウス）

令和 7 年 3 月市議会定例会提出案件要旨

議第 16 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 1 刑法の改正に伴い、刑罰のうち懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されたため、市の条例のうち禁錮の文言を用いているものを一括して改正するもの
- 2 改正対象条例
 - (1) 鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例
 - (2) 鶴岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - (3) 鶴岡市消防団条例
- 3 施行期日 令和 7 年 6 月 1 日

議第 17 号 鶴岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 1 育児のための時間外勤務の制限の拡充
育児を行う職員に係る時間外勤務の制限について、対象となる子の範囲を 3 歳未満から小学校就学前までに拡大するもの
- 2 子の看護等に係る休暇の拡充
子の看護休暇について、対象となる子の範囲を小学校就学前から小学校 3 年生までに拡大するとともに、入園・入学式等の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等にも利用できることとするもの
- 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

議第 18 号 鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、給料表や諸手当の改定を行うもの

1 改正対象条例

(1) 鶴岡市一般職の職員の給与に関する条例

(2) 鶴岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

2 給料月額

各級における初号の額を引き上げ、給料表を改定するもの

3 扶養手当

配偶者扶養手当の廃止及び子の扶養手当の増額を段階的に行うもの

区 分	現 行	改正案	
		令和 7 年度	令和 8 年度以降
配偶者扶養手当	6, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円	(廃止)
子の扶養手当	1 0, 0 0 0 円	1 1, 5 0 0 円	1 3, 0 0 0 円

4 通勤手当

通勤手当の支給限度額を増額するもの

(現 行) 5 5, 0 0 0 円 → (改正案) 1 5 0, 0 0 0 円

5 単身赴任手当

人事異動の際に加え、新規採用の際にも単身赴任手当を支給することとするもの

6 管理職員特別勤務手当

支給の対象となる勤務の時間帯を拡大するもの

(現 行) 午前 0 時から午前 5 時まで → (改正案) 午後 1 0 時から午前 5 時まで

7 定年前再任用短時間勤務職員に支給する手当の拡大

定年前再任用短時間勤務職員に対し、新たに住居手当及び寒冷地手当を支給することとするもの

8 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

議第 19 号 鶴岡市職員恩給条例の廃止について

議第 20 号 町村職員恩給組合法施行令第 25 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する者の恩給に関する条例の廃止について

- 1 給付が終了し、今後発生しないことから、当該条例を廃止するもの
- 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

議第 21 号 鶴岡市市営バス設置及び管理条例の一部改正について

- 1 朝日地域における公共交通の再編に伴い、同地域を運行する市営バスの路線を廃止するもの
- 2 施行期日 令和 7 年 7 月 1 日

議第 22 号 鶴岡市個人番号の利用に関する条例の一部改正について

- 1 福祉医療費助成制度に関する事務手続の簡略化のため、市が当該事務手続において独自にマイナンバー情報を利用できる旨を定めるもの
- 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

議第 23 号 鶴岡市個人番号の利用に関する条例等の一部改正について

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、字句整理を行うもの
- 2 改正対象条例
 - (1) 鶴岡市個人番号の利用に関する条例
 - (2) 鶴岡市市税条例
- 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

議第 24 号 財産の取得について（除雪ドーザ）

- 1 取得しようとする財産 除雪ドーザ
- 2 取得予定価格 21,450,000 円
- 3 取得の相手方 鶴岡市斎藤川原字間々下 5 番地 2
コマツ山形株式会社鶴岡営業所
所長 鈴木 治

議第25号 財産の取得について（除雪ドーザ）

- 1 取得しようとする財産 除雪ドーザ
- 2 取得予定価格 18,425,000円
- 3 取得の相手方 鶴岡市斎藤川原字間々下5番地2
コマツ山形株式会社鶴岡営業所
所長 鈴木 治

議第26号 財産の取得について（除雪ドーザ）

- 1 取得しようとする財産 除雪ドーザ
- 2 取得予定価格 14,520,000円
- 3 取得の相手方 鶴岡市斎藤川原字間々下5番地2
コマツ山形株式会社鶴岡営業所
所長 鈴木 治

議第27号 財産の取得について（除雪グレーダ）

- 1 取得しようとする財産 除雪グレーダ
- 2 取得予定価格 34,650,000円
- 3 取得の相手方 鶴岡市斎藤川原字間々下5番地2
コマツ山形株式会社鶴岡営業所
所長 鈴木 治

議第28号 財産の取得について（小形除雪車）

- 1 取得しようとする財産 小形除雪車
- 2 取得予定価格 28,072,000円
- 3 取得の相手方 鶴岡市外内島字信州川原95番8号
有限会社トガシ機械
代表取締役 佐藤 俊勝

議第29号 財産の取得について（ロータリ除雪車）

- 1 取得しようとする財産 ロータリ除雪車
- 2 取得予定価格 58,960,000円
- 3 取得の相手方 鶴岡市西新斎町8番17号
旭車輛整備株式会社
代表取締役 堀井 善道

議第 30 号 庄内広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

- 1 公立大学法人の設立のための事務を庄内広域行政組合の共同処理する事務に追加するもの
- 2 施行期日 山形県知事の許可のあった日

議第 31 号 鶴岡市過疎地域持続的発展計画の一部変更について

鶴岡市過疎地域持続的発展計画について、温泉施設管理運営事業、道路新設改良事業等を追加するもの

議第 32 号 中川代辺地に係る総合整備計画の策定について

議第 33 号 川代山辺地に係る総合整備計画の策定について

- 1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定により、辺地に係る総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるもの
- 2 総合整備計画の概要

名称	構成する字名	整備を行う公共的施設	期間
中川代辺地	鶴岡市羽黒町川代字上川代、中川代、海谷森、羽黒山、執行坂、南野、水呑沢、中台、大森、大正、長坂、東増川山、西増川山、小出沢	市道 圃場	令和 7 年度から 令和 11 年度まで
川代山辺地	鶴岡市羽黒町川代字袋樋、下川代、川代山、真木森、岩本、白山前	市道 スクールバス	

議第34号 鶴岡市犯罪被害者等支援条例の制定について

1 目的

犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減に向けた取組を推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るもの

2 基本理念

犯罪被害者等の支援は、その尊厳が重んじられ、権利が尊重されるよう適切に行わなければならないこと等を定めるもの

3 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関等と相互に連携し、協力を図りながら支援を行うこととするもの

4 市民等及び事業者の責務

- (1) 市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況等について理解を深め、その支援に協力するよう努めることとするもの
- (2) 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る手続に適切に関与することができるよう努めることとするもの

5 相談及び情報の提供等

市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行うこととするもの

6 保健医療サービス及び福祉サービス

市は、犯罪被害者等に対し、必要な保健医療サービス、福祉サービスの提供等必要な支援を行うこととするもの

7 経済的負担の軽減

市は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な支援制度に関する情報の提供のほか、必要な支援を行うこととするもの

8 民間支援団体に対する支援

市は、民間支援団体に対し、情報の提供等必要な支援を行うこととするもの

9 市民等及び事業者の理解の増進

市は、二次的被害の発生の防止の重要性、支援の必要性等について、広報・啓発を行うこととするもの

10 施行期日 令和7年4月1日

議第 35 号 財産の取得について（中学校教師用教科書及び指導書）

1 取得しようとする財産

種 別	数 量
中学校教師用教科書（16科目）	1, 130冊
中学校教師用指導書（16科目）	774冊

2 取得予定価格 43, 548, 400円

3 取得の相手方 山形市下条町三丁目9番6号
株式会社山形県教科書供給所
代表取締役 五十嵐 勇 大

議第 36 号 鶴岡市湯野浜公衆浴場設置及び管理条例の一部改正について

1 湯野浜上区公衆浴場の開場時間を次のとおり改めるもの

（現 行）午前6時から午後9時30分まで（午前7時から午前10時までを除く。）

（改正案）午前10時から午後9時30分まで

2 湯野浜上区公衆浴場及び湯野浜下区公衆浴場の利用料金を次のとおり改めるもの

（単位：円）

区分		現行		改正案	
		大人	小学生	大人	小学生
鶴岡市湯野浜 上区公衆浴場	1回券	220	110	290	改正なし
	12回券	1, 980	990	2, 900	改正なし
鶴岡市湯野浜 下区公衆浴場	1回券	330	220	400	改正なし
	12回券	3, 300	1, 980	4, 000	改正なし

3 施行期日 令和7年7月1日

議第 37 号 鶴岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業等の事業者
に義務付けられている連携施設の確保について、連携施設を確保しないことができる経過措
置の期間を5年間延長するもの（令和11年度末まで）

2 施行期日 令和7年4月1日

議第 38 号 鶴岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

- 1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、特定地域型保育事業の事業者に義務付けられている連携施設の確保について、連携施設を確保しないことができる経過措置の期間を 5 年間延長するもの（令和 11 年度末まで）
- 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

議第 39 号 鶴岡市藤島総合交流促進施設設置及び管理条例の一部改正について

- 1 温泉交流施設の入浴、休憩及び個室使用に係る使用料を次のとおり改めるもの

利用区分	内容		現行		改正案	
			大人	小学生	大人	小学生
入浴	1 回 券	個人	375円	220円	425円	改正なし
		団体	295円	180円	345円	改正なし
	回 数 券	11回券	3, 675円	2, 200円	4, 175円	改正なし
		24回券	7, 200円	4, 400円	8, 200円	改正なし
	1 箇月券		7, 750円	4, 900円	8, 750円	改正なし
休憩			200円	100円	220円	改正なし
個室使用	大広間		4時間以内6, 600円(4時間を超える1時間ごとに1, 650円を加算する。)		1時間1, 850円	
	地域文化ホール		4時間以内8, 800円(4時間を超える1時間ごとに2, 200円を加算する。)		1時間2, 450円	
	体験教室		4時間以内3, 300円(4時間を超える1時間ごとに825円を加算する。)		1時間950円	
	鳥海の間、月山の間		4時間以内2, 200円(4時間を超える1時間ごとに550円を加算する。)		1時間600円	
	ぽっぽの間		4時間以内2, 750円(4時間を超える1時間ごとに687円を加算する。)		1時間750円	

※ 入浴に係る使用料は、入湯税を含まない額

- 2 施行期日 令和 7 年 7 月 1 日

議第40号 鶴岡市櫛引温泉入浴施設設置及び管理条例の一部改正について

- 1 入浴施設の入浴、休憩、個室使用及び温泉スタンドに係る使用料を次のとおり改めるもの

内容			現行		改正案	
			大人	小学生	大人	小学生
入浴	1 回 券	個人	375円	220円	425円	改正なし
		団体	295円	180円	345円	改正なし
	回 数 券	11回券	3,675円	2,200円	4,175円	改正なし
		24回券	7,200円	4,400円	8,200円	改正なし
	1 箇月券		7,750円	4,900円	8,750円	改正なし
休憩			210円	110円	220円	100円
個室使用	8畳		4時間以内2,100円（4時間を超える1時間ごとに525円を加算する。）		1時間600円	
	10畳		4時間以内2,600円（4時間を超える1時間ごとに650円を加算する。）		1時間750円	
温泉スタンド			100リットルあたり100円		(廃止)	

※ 入浴に係る使用料は、入湯税を含まない額

- 2 施行期日 令和7年7月1日

議第41号 指定管理者の指定について（鶴岡市高齢者福祉センターおおやま）

- 施設の名称 鶴岡市高齢者福祉センターおおやま
- 施設の位置 鶴岡市大山三丁目34番1号
- 指定管理者 鶴岡市山王町13番36号
社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会
- 指定の期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議第42号 鶴岡市手数料条例の一部改正について

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定に伴い、開発許可における審査・許可事務が増加するため手数料を増額するもの

名称	区分	開発区域の面積	現行	改正案
開発行為許可申請手数料	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合	0.1ヘクタール未満	8,600円	10,000円
		0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	22,000円	24,000円
		0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	43,000円	59,000円
		0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	86,000円	110,000円
		1ヘクタール以上3ヘクタール未満	130,000円	170,000円
		3ヘクタール以上6ヘクタール未満	170,000円	230,000円
		6ヘクタール以上10ヘクタール未満	220,000円	290,000円
		10ヘクタール以上	300,000円	460,000円
	主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合	0.1ヘクタール未満	13,000円	15,000円
		0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	30,000円	34,000円
		0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	65,000円	88,000円
		0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	120,000円	160,000円
		1ヘクタール以上3ヘクタール未満	200,000円	270,000円
		3ヘクタール以上6ヘクタール未満	270,000円	360,000円
		6ヘクタール以上10ヘクタール未満	340,000円	460,000円
		10ヘクタール以上	480,000円	730,000円
	その他の場合	0.1ヘクタール未満	86,000円	100,000円
		0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	130,000円	140,000円
		0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	190,000円	260,000円
		0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	260,000円	350,000円
		1ヘクタール以上3ヘクタール未満	390,000円	530,000円
		3ヘクタール以上6ヘクタール未満	510,000円	700,000円
		6ヘクタール以上10ヘクタール未満	660,000円	900,000円
		10ヘクタール以上	870,000円	1,300,000円
開発行為	次に掲げる額を合算した額	開発行為に関する設計変更（次号のみに該当する場合を除く。）	開発区域の面積（次号に規定する変更を伴う場合に	改正なし

変更許可申請手数料		つては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積) に応じ前項に規定する額に10分の1を乗じて得た額	
	新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法附則第5項において準用する同法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	新たに編入される開発区域の面積に応じ前項に規定する額	改正なし
	その他の変更	10, 000円	14, 000円
	上限額	870, 000円	1, 300, 000円

2 建築確認申請関係手数料

- (1) 建築確認審査において一部の審査の省略の特例が縮小され事務処理量が増加するため、基本となる額を増額するとともに、建築物エネルギー消費性能基準に対する審査に係る手数料を追加するもの

現 行	区分	手数料	改正案	区分		手数料
基本額	床面積 30㎡以内	8, 000円	基本額	床面積 30㎡以内		10, 000円
	床面積30㎡超 100㎡以内	14, 000円		床面積30㎡超 100㎡以内		21, 000円
	床面積100㎡超 200㎡以内	21, 000円		床面積100㎡超 200㎡以内		34, 000円
	床面積200㎡超 500㎡以内	27, 000円		床面積200㎡超 500㎡以内		44, 000円
	床面積500㎡超 1, 000㎡以内	49, 000円		床面積500㎡超 1, 000㎡以内		57, 000円
	床面積1, 000㎡超 2, 000㎡以内	68, 000円		床面積1, 000㎡超 2, 000㎡以内		82, 000円
	床面積2, 000㎡超 10, 000㎡以内	204, 000円		床面積2, 000㎡超 10, 000㎡以内		246, 000円
	床面積10, 000㎡超 50, 000㎡以内	328, 000円		床面積10, 000㎡超 50, 000㎡以内		389, 000円
	床面積50, 000㎡超	623, 000円		床面積50, 000㎡超		694, 000円
(新設)			仕様基準 加算額	一戸 建て	床面積 200㎡以内	13, 000円
					床面積200㎡超	14, 000円
				共同 住宅 等	床面積 300㎡以内	24, 000円
					床面積300㎡超 2, 000㎡以内	37, 000円
					床面積2, 000㎡超 5, 000㎡以内	59, 000円
床面積5, 000㎡超	77, 000円					

(2) 住宅についても建築物エネルギー消費性能基準への適合が義務化されることから、新たに当該の手数料を規定するもの

区分		手数料		
		仕様基準	仕様・計算併用	標準計算
一戸建て	床面積 200㎡以内	21,000円	29,000円	38,000円
	床面積200㎡超 500㎡以内	22,000円	32,000円	42,000円
共同住宅等	床面積 300㎡以内	36,000円	55,000円	73,000円
	床面積300㎡超 500㎡以内	61,000円	90,000円	120,000円

(3) 住宅に係る建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に新たな計算方法が新設されることから、当該の手数料を規定するもの

区分		手数料
一戸建て	床面積 200㎡以内	26,000円
	床面積200㎡超 500㎡以内	29,000円
共同住宅等	床面積 300㎡以内	52,000円
	床面積300㎡超 500㎡以内	87,000円

3 施行期日 令和7年4月1日（開発許可における審査・許可事務に係る手数料については、同月30日）

議第43号 鶴岡市やまぶし温泉ゆばか設置及び管理条例の一部改正について

- 1 温泉施設の入浴、休憩、個室利用及び多目的ルームに係る利用料金基準額を次のとおり定めるもの

内容			現行		改正案	
			大人	小学生	大人	小学生
入浴	1 回 券	個人	375円	220円	425円	改正なし
		団体	295円	180円	345円	改正なし
	回 数 券	11回券	3,675円	2,200円	4,175円	改正なし
		24回券	7,200円	4,400円	8,200円	改正なし
	1箇月券		7,750円	4,900円	8,750円	改正なし
休憩			200円	100円	220円	改正なし
個室利用	6畳（バス・ トイレ付）		2時間以内1,600円（2時間を超 える30分ごとに250円を加算する。）		2時間以内2,000円（2時間を超 える30分ごとに300円を加算する。）	
	8畳		2時間以内1,200円（2時間を超 える30分ごとに250円を加算する。）		2時間以内1,400円（2時間を超 える30分ごとに300円を加算する。）	
	12畳		2時間以内1,400円（2時間を超 える30分ごとに250円を加算する。）		2時間以内1,600円（2時間を超 える30分ごとに300円を加算する。）	
多目的 ルーム	午前9時から 午後5時まで		1時間以内1,000円（1時間を超 える30分ごとに500円を加算する。）		1時間以内1,200円（1時間を超 える30分ごとに600円を加算する。）	
	午後5時から 午後10時 まで		1時間以内1,500円（1時間を超 える30分ごとに750円を加算する。）		1時間以内1,700円（1時間を超 える30分ごとに850円を加算する。）	

※ 入浴に係る利用料金基準額については、入湯税を含まない額

- 2 施行期日 令和7年7月1日

議第44号 鶴岡市給水条例の一部改正について

- 1 水道整備・管理行政に関する事務が、厚生労働省から国土交通省に移管されたことに伴い、国土交通省が所管する下水道の設計等に係る資格要件の考え方を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について改正するもの

- 2 施行期日 令和7年4月1日

議第 4 5 号 鶴岡市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- 1 田川地区農業集落排水処理施設の処理区域に下清水が加えられることに伴い、集落排水事業の処理区域について改正を行うもの
- 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

議第 4 6 号 鶴岡市公共下水道条例の一部改正について

- 1 下水道法施行令の一部改正に伴い、字句の整理等を行うもの
- 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

議第 4 7 号 鶴岡市集落排水処理施設条例の一部改正について

- 1 田川地区農業集落排水事業の処理区域拡大に伴い、田川地区農業集落排水処理施設の処理区域に下清水を加えるもの
- 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

議第 4 8 号 指定管理者の指定について（月山レストハウス）

- 1 施設の名称 月山レストハウス
- 2 施設の位置 鶴岡市羽黒町川代字東増川山地内
- 3 指定管理者 鶴岡市錦町 2 番 6 0 号
株式会社庄交コーポレーション
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで